

質検総局 「越境 EC 小売輸入通関申告書政策に関する説明」

税関総署弁公庁「越境 EC 小売輸入の新たな監督管理要求に 関連する事項を執行することについての通知」

中国投資銀行部 中国ビジネスソリューション室

2016年5月15日、国家質量監督検査検疫総局(質検総局)は「越境 EC 小売輸入通関申告書政策に関する説明」(以下、本説明)を、5月24日には税関総署が「越境 EC 小売輸入の新たな監督管理要求に関連する事項を執行することについての通知」(署弁発[2016]29号以下、本通知)を発表しました。いずれも越境 EC に関連する重要な通達であり、越境 EC 商品検査プロセスにおける通関申告書発行に関する事項を説明するとともに、通関に関連する政策に1年間の猶予期間を設けることを定めています。

1. 政策の背景

2016年3月24日、財政部、税関総署、国家税務総局は連名で「越境 EC 輸入税収政策に関する通知」(財税関[2016]18号、以下18号通知)を公布しています。18号通知において、2016年4月8日より越境 EC 電子商小売輸入税率に対し大幅な調整を加えることを発表し、一連の越境 EC 規範化政策をスタートさせています。

【図表1 越境 EC 業界における政策調整の一覧表】

公布時期	発行部署	通達名称	通達のポイント
2016/03/24	財政部 税関総署 国家税務総局	財関税[2016]18号 「越境 EC 輸入税収政策に関する通知」	適用対象を明確化し、越境 EC 輸入税率を調整。毎回の取引限度額および年間限度額を設定し、輸入商品リストに基づいて管理
2016/04/07	財政部 発展改革委員会 工業情報化部 等 11 部委	財政部 2016 年第 40 号 「越境 EC 輸入商品リストの公布に関する公告」	越境 EC 輸入商品リストを正式公布。1,142 件の 8 桁の税関コードをもつ商品が含まれる。リスト上の商品に関連する管理要求も規定(※1)
2016/04/12	税関総署	税関公告[2016]26号 「越境 EC 輸入商品の監督管理事項に関する公告」	越境 EC に関する通関管理、税収管理、物流監督コントロール等について実施細則を規定
2016/04/13	財政部関税司	「越境 EC 輸入商品リスト」の商品注釈に関する説明	2 項目の商品に対する注釈を明確化 ①乳幼児向け粉ミルク、②輸入化粧品
2016/04/15	財政部 発展改革委員会 工業情報化部 等 11 部委	財政部 2016 年第 47 号 「越境 EC 輸入商品リスト(第二弾)の公布に関する公告」	第二弾の輸入商品リスト公布、第一弾と税関コードが同様の商品の注釈は本リストに従うと規定

2016/04/15	財政部関税司	「越境 EC 輸入商品リスト(第二弾)」の商品注釈に関する説明	3 項目の商品に対する注釈を明確化 ①医療器械関連、②保健食品関連、 ③特別な医学用途食品関連
2016/05/15	国家質量監督検 験検疫総局	質検総局 「越境 EC 小売輸入通関申告書 政策に関する説明」	越境 EC の商品検査プロセスにおける申告書 発行に関する事項を規定
2016/05/24	税関総署弁公庁 (内部通達)	署弁発[2016]29 号 「越境 EC 小売輸入の新たな 監督管理要求に関連する事項 を執行することについての通 知」	試行都市 10 都市における、「越境 EC 輸入商 品リスト(第二弾を含む)」により定められた監 督管理要求に対し、 一年間の猶予期間 を設 定

※1: 商品リストにリストアップされた商品は税関に輸入許可証明を提示する必要はないが、検疫監督管理は国家の関連規制通りに実施される。海外直送の商品は通関申告書を提示する義務はないが、保税区経由の EC 商品は「一線(域外と保税区との境界)」から入区する際、貨物ごとに通関申告書を検査される。「二線(保税区と域内一般地域との境界)」から出区する際には通関申告書を提示する必要はない

4月8日に公布した越境 EC 新政策は単に税収面における調整を実施するだけでなく、越境 EC 企業が保税の形式でリスト上の商品を輸入した際、一般貿易の方式に基づいて、「通関申告書」を提示することを要求しています。企業の商品購入モデルによっては、通関申告書発行に必要な原産地証明および契約書等の書類が取得できず、品質検査の要求を満たせないことから、保税区経由での輸入を諦めざるを得ない状況になっていました。

かかる背景のもと、質検総局は5月15日に声明を発表し、越境 EC 商品の貨物属性について再度強調するとともに、通関申告書の発行が必要であるとしました。同時に今回通関申告書が必要であった商品は、リスト上の商品全体のわずか36%であり、業界全体への影響は軽微であるとの意向を示しました。

しかし、この声明に対する業界の見解は非常に厳しいもので、新政策に対して猶予期間を設けるよう、強く要求しました。

これを受けて2016年5月24日に税関総署および質検総局は国务院の批准を経て、「越境 EC 小売輸入の新たな監督管理要求に関連する事項を執行することについての通知」を公布し、「越境 EC 輸入商品リスト(第二弾のリストを含む)」で定められた監督管理要求に対し、一年間の猶予期間を設けることを発表しました。新政策の影響は大きく、越境 EC 企業は大きな転機を迎えていると言えます。

2. 政策の内容

(1) 質検総局:「越境 EC 小売輸入通関申告書政策に関する説明」

本説明は実務面における商品検査部門の通関申告書発行に関連する問題の細則を定めたものです。本説明のポイントは下記の通りです。

▶ 通関申告書の発行対象は越境 EC 輸入商品の中で、ネットで購入され、保税区経由で運送される商品のみ(直送方式の商品は含まれない)

通関申告書を発行する必要がある商品は保税区を経由する方式を適用する商品のみであり、海外直送形式を適用する商品は通関申告書免除となる。

- ▶ **通関申告書の発行プロセスは「一線」に設定、「一線」に入区する際に通関申告書検査を行うという税関要求と一致**
 「越境 EC 輸入商品リスト」における、税関は「一線」から入区する際に通関申告書を検査しなければならないという要求に対して、検査検疫機構の通関申告書発行プロセスも「一線」にて行うことを明確にした。これによって「二線」から出区する際にバックごとに通関申告書を発行しなければならない事態を避け、通関に要する時間を短縮化し、企業のコストも抑制可能となる。
- ▶ **通関申告書に対するシステムを活用した検査を実施し、通関申告書のペーパーレス化を実現する**
 検査検疫機構は通関申告書の電子データを直接税関に送付する。通関申告書のペーパーレス化が実現できる可能性があり、通関効率は向上する。
- ▶ **越境 EC 商品リスト上、通関が必要な商品はわずか 36%であると強調**
 通関が必要とされる商品は全体のわずか 36%であり、その他の商品については通関が不要である旨を強調した。

(2) 税関総署:「越境 EC 小売輸入の新たな監督管理要求に関連する事項を執行することについての通知」署弁発[2016]29号

税関は越境 EC 業界の実態を踏まえて、2017年5月11日までの猶予期間を設定しました。本通知のポイントは下記の通りです。

【図表 2 29号通知の概要】

分類	政策内容	説明
インターネット購入の保税区経由モデル	試行都市 10 都市(天津、上海、杭州、寧波、鄭州、広州、深圳、重慶、福州、平潭)において、ネットで購入された保税商品は「一線」に入区する際、通関申告書が不要	試行都市において、1 年間の猶予期間を設定。移行期間内は「越境 EC 輸入商品リスト」の新税率で課税するが、通関申告書提示義務は免除。
	化粧品、乳幼児向け粉ミルク、医療器械、特別な食品(保健食品や特別な医学用途食品等)を初回輸入する際、輸入許可証明の提出が必要とする管理要求を暫定的に停止	輸入許可証明が暫定的に提出不要となった。一方で、関連企業は猶予期間終了後にスムーズに業務が行えるよう、在庫の整理、関連許可証明の取得を行う必要あり。
海外直送モデル	化粧品、乳幼児向け粉ミルク、医療器械、特別な食品(保健食品や特別な医学用途食品等)を初回輸入する際、輸入許可証明の提出が必要とする管理要求を暫定的に停止	海外直送モデルについても初回輸入の際の輸入許可証明提出要求を暫定的に停止。同様の条件とし、公平性を確保する。

2016年に公布された、越境EC事業に関連する一連の政策を以下図表3にまとめています。

【図表3 各事業モデルの政策適用状況】

越境ECの商業モデル		2016/3/24	2016/4/8	2016/5/15	2016/5/24
		財関税 〔2016〕18号	財政部2016年 第40号	質検総局 通関申告書 政策説明	税関総署 管理要求通知
インターネット購入の 保税区経由モデル (BtoC)		税率調整	<ul style="list-style-type: none"> 一部商品は輸入許可証の提出が必要 「一線」入区時、通関申告書の検査実施、「二線」出区時の検査は免除 	「一線」において通関申告書を発行※2	<ul style="list-style-type: none"> 猶予期間:一年 「一線」入区時、通関申告書検査不要 輸入許可証明の提出要求を暫定的に停止
海外直送 モデル (BtoC)	越境ECプラットフォームと税関がシステム連動している	税率調整	<ul style="list-style-type: none"> 一部商品は輸入許可証の提出が必要 通関申告書の検査は無し 	通関申告書の提示を免除	<ul style="list-style-type: none"> 猶予期間:一年 一部分の商品に対する輸入許可証明提出の要求を暫定的に停止
	システム連動していないが電子情報は提供可能※3				
	システム連動しておらず、電子情報提供も不可	対象外			
CtoCモデル		対象外			

※2: 通関申告書上の監督管理条件が A (輸入) の貨物は、通関する際に商検局に必ず通関申告書を提示する必要がある、法定検査貨物に属する。

※3: 税関システムと連動していない越境ECプラットフォームを通じた取引において、配送企業が取引、支払、物流等の電子情報を統一的に提供でき、該当する越境EC輸入商品の法律責任を負担する場合、「商品リスト」の管轄範囲内となり、一連の新政策が適用される。

3. 企業への影響

今年の3月以降公布された越境ECに関連する新政策は業界に大きな影響を与えたと考えられます。主要なものとして、下記3点が挙げられます。

- (1) 新政策の公布により、大部分の越境EC商品がコスト上昇の問題に直面
- (2) 越境EC商品リストの公布により、越境EC業者が取り扱える商品範囲が縮小
- (3) 通関申告書の提示義務によって、通関が困難に

新政策における越境EC保税区モデル輸入商品の監督管理要求に対し、通関申告書の提示義務のある商品はリスト上の商品のわずか36%であると政府が強調する一方、一部統計によれば、越境EC商品の大部分がその36%の中に含まれており、実態は越境EC業界にかなりの影響を与えていました。

これを受け、監督当局は2017年5月11日まで越境EC試行都市の10都市において、通関申告書の提示を不要とする猶予期間を設け、業界に与える影響を緩和させました。企業はこの一年間で、越境

EC 業界の整理、サプライチェーンの最適化、輸入ルートの確保等を実施し、越境 EC 業界の新たな監督管理に適応しなければなりません。

一連の改革に対し、企業も新たな監督管理体制に適応するよう積極的な変化が求められます。今回の政策調整は越境 EC 産業を整理するものであり、中長期的には業界のグレードアップ、穏やかな成長に繋がるものと思われます。引続き、越境 EC 分野の最新動向をフォローし、情報展開させていただきます。

以上

以下は、中国語原文と日本語参考訳です。

中国語原文1	日本語参考訳1
<p style="text-align: center;">质检总局</p> <p style="text-align: center;">关于跨境电商零售进口通关单政策的说明</p> <p>一、按照检验检疫法律法规规定，进口法检货物应凭检验检疫机构签发的通关单办理海关通关手续。跨境电商零售进口新政明确了跨境电商商品的货物属性，检验检疫应依法签发通关单。</p> <p>二、为提高跨境电商商品通关效率，质检总局在通关单管理上采取了相应的便利措施。一是通关单仅针对跨境电商零售进口中的网购保税商品。而对于跨境电商零售进口中的直购商品，免于签发通关单。二是将通关单的签发环节设定在“一线”，避免在“二线”出区时对小包裹逐个签发通关单，缩短通关时间、降低企业成本。三是实施通关单联网核查，检验检疫机构将通关单电子数据直接发送海关，尽最大可能实现通关单无纸化，进一步提高通关效率。四是清单内仅有约36%的编码在“法检目录”内，需要凭通关单验放，其余都不需要通关单即可办理海关通关手续。</p> <p>质检总局 2016年5月15日</p>	<p style="text-align: center;">質検総局</p> <p style="text-align: center;">越境 EC 小売輸入通関申告書政策に関する説明</p> <p>一、検査検疫法律法規規定に基づき、輸入法定検査貨物は検査検疫機構より発行する通関申告書で通関手続を行う。越境 EC 輸入新政策は越境 EC で取り扱っている商品の貨物属性を明確化し、検査検疫機構は法律に則って通関申告書を発行しなければならない。</p> <p>二、越境 EC 商品の通関手続きを効率化するため、質検総局は通関申告書管理において、利便化措置を採用した。</p> <p>①通関申告書制度は越境 EC における保税区経由モデルにのみ適用する。海外直送モデルの場合、通関申告書を発行する必要はない。②通関申告書の発行プロセスを「一線(当行注:域外と保税区との境界)」に設定し、「二線(当行注:保税区と域内一般地域との境界)」から出区する際にバックごとに通関申告書を発行しなければならない事態を避ける。これによって通関時間を短縮でき、企業のコストを低減する。③通関申告書のオンライン検査を実施する。検査検疫機構は通関申告書電子データを税関に直送する。通関申告書のペーパーレス化を実現できる可能性があり、さらに通関効率が向上する。④リスト内の商品の約36%が「法検リスト(出入国検験検疫機構が検査を実施する出入国商品リスト)」に掲載されており、当該商品のみ通関申告書の検査手続きが必要となる。それ以外の商品はすべて通関申告書無しで通関手続きが行える。</p> <p>質検総局 2016年5月15日</p>
中国語原文 2	日本語参考訳 2
<p style="text-align: center;">财政部关税司负责人谈跨境电商零售进口有关过渡期监管措施</p> <p>2016年5月25日 来源：财政部关税司</p> <p>经国务院批准，对《跨境电子商务零售进口商品清单》(含第二批，下同)中规定的有关监管要求给予一年的过渡期，海关总署、质检总局日前已通知实施。财政部关税司负责人就此发表谈话。</p>	<p style="text-align: center;">財政部関税司責任者による越境 EC 小売輸入に関する移行期監督管理措置の説明</p> <p>2016年5月25日 出所:財政部関税司</p> <p>国務院の批准を経て、『越境 EC 電子商小売輸入商品リスト』(第二弾を含む、以下同様)に規定した関連する監督管理要求に対し、一年間の猶予期間を設置する。税関総署と質検総局は数日前に既に通知し、実施している。財政部関税司責任者は以下の通り談話を発表している。</p>

该负责人指出，自2012年以来，天津、上海、杭州、宁波、郑州、广州、深圳、重庆、福州、平潭等10个试点城市开展了网购保税进口和直购进口业务，其他部分城市也开展了直购进口业务。《跨境电子商务零售进口商品清单》中规定，网购保税商品“一线”进区时需按货物验核通关单，并对化妆品、婴幼儿配方奶粉、保健食品等商品提出了首次进口许可批件、注册或备案要求。为使跨境电子商务企业逐步适应监管要求，对跨境电子商务零售进口设置了过渡期，在2017年5月11日前（含5月11日），对上述10个试点城市经营的网购保税商品“一线”进区时暂不验核通关单，暂不执行化妆品、婴幼儿配方奶粉、医疗器械、特殊食品（包括保健食品、特殊医学用途配方食品等）的首次进口许可批件、注册或备案要求；对所有地区的直购模式也暂不执行上述商品的首次进口许可批件、注册或备案要求。该负责人表示，这一过渡期监管措施将有利于支持跨境电子商务零售进口税收政策平稳过渡，有利于探索适应跨境电子商务零售进口发展特点的监管模式，有利于引导企业积极适应规范的监管要求，促进我国跨境电子商务健康发展。

该负责人强调，《跨境电子商务零售进口商品清单》范围内的跨境电商零售进口商品，继续按照《财政部 海关总署 税务总局关于跨境电子商务零售进口税收政策的通知》（财关税〔2016〕18号）规定征税。

2012年から、天津、上海、杭州、寧波、鄭州、広州、深圳、重慶、福州、平潭など試行都市の10都市がネット購入保税輸入と海外直送輸入業務を展開し、10都市以外の地域でも海外直送輸入を開始した。「越境 EC 電子商小売輸入商品リスト」内の規定では、ネット購入の保税区経由商品は「一線」に入区する際、貨物に従って通関申告書を検査する必要がある。あわせて、化粧品や乳幼児用の粉ミルク、健康食品等の商品は初回輸入許可文書を提出し、登録および備案（届出）することを要求されている。越境 EC 企業を徐々に監督管理要求に適応させるため、越境 EC 電子商小売輸入に対し猶予期間を設置した。2017年5月11日（5月11日を含める）まで、上述試行都市の10都市にて取扱われるネット購入の保税区経由商品に対し、「一線」に入区する際、暫定的に通関申告書の提示を免除し、化粧品、乳幼児用の粉ミルク、医療器械、特別な食品（保健食品や特別な医学用途食品等）を初回輸入する際の許可証明の提示および、登録あるいは備案要求についても、暫定的に停止する。すべての地域の海外直送モデルについても、上述の許可証明、登録あるいは備案要求を暫定的に停止する。当該猶予期間制度は越境 EC 輸入税収政策の移行、越境 EC 輸入の特徴に適応した監督管理方法の模索、企業の規範化された監督管理要求への適応、越境 EC 事業の健全な発展の促進にとってプラスになる。

責任者は「越境 EC 小売輸入商品リスト」範囲内の越境 EC 輸入商品は引き続き「財政部 税関総署 税務総局 越境 EC 小売輸入税収政策に関する通知」（財関税〔2016〕18号）の規定に従って課税すると強調している。

【日本語参考訳：三菱東京 UFJ 銀行（中国） 中国投資銀行部】

- ☞ 弊行が行った日本語参考訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様ご自身でご判断くださいますよう、宜しくお願ひ申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、弊行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わる手続きの案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてはお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京 UFJ 銀行（中国）有限公司 中国投資銀行部 中国ビジネスソリューション室